

身体的拘束適正化に関する指針

令和 2 年 10 月 1 日
社会福祉法人 石川福祉会

目的

社会福祉法人石川福祉会（以下「当法人」という）では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第 4 項の「指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない介護」の徹底を目的として本指針を制定する。

1. 身体的拘束に関する考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供に当たっては、当該利用者等の生命又は、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外 3 原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の 3 つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

ア. 切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ. 非代替性 : 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ. 一時性 : 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の 3 つの要件をすべて満たすことが必要となる。

2. 身体的拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体的拘束の原則廃止

当法人においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は、他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、①切迫性②非代替性③一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。また、身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に身体的拘束を解除すべき努力をする。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取組むこととする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動を行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努める。

3. 身体的拘束廃止に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体的拘束の廃止に向けて各施設に身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

① 設置目的

施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握、および改善についての検討、身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き、身体的拘束を実施した場合の解除の検討、身体的拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 事務長
- ウ) 生活相談員
- エ) 看護職
- オ) 介護支援専門員
- カ) 栄養職
- キ) 介護職
- ク) 医師（状況によって指導相談を依頼する）

この委員会の責任者は、施設長とする。

③ 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・3ヶ月に1回の定期開催とする。
- ・必要時には、随時開催する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は、利用者の生命または、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

介護保険指定基準において、身体的拘束廃止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離させる。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素を全て満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認したうえで、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は、時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は、義務付けられており専用の様式を用いてその様子・心身の状況やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束の早期解除にむけて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は、5年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に、掲示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告をする。

尚、いったんその時の状況から試行的に身体的拘束を中止し、必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の対応で身体的拘束による対応が必要となった場合、家族（身元保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施することとする。

5. 身体的拘束廃止に向けた各職種の役割

身体的拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本としそれぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

施設長

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

嘱託医

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

看護職

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

栄養職

- 1) 経鼻・経管栄養からの経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

生活相談員

- 1) 身体的拘束にむけた職員教育

- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

介護職員

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- 2) 利用者の尊厳を理解する。
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 記録は、正確かつ丁寧に記録する。

6. 身体的拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7. 身体的拘束廃止・改善のための職員教育・研修

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等をなくしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

8. 入所者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は、施設内で閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和2年10月1日より施行する。